

# 医療DX推進体制整備加算について

〔当院では以下の対応を行っています〕

当院では

**マイナンバーカードを健康保険証**として  
使用していただくことをお願いしています

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で本人が同意をすれば、医師や薬剤師があなたの **診療情報・特定健診情報・薬剤情報など** を閲覧することが可能になりました。

## 特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

### 医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 特定健診結果情報、
- 後期高齢者健診情報
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)
- メタボリックシンドローム基準の該当判定
- 特定保健指導の対象基準の該当判定

## 薬剤情報って？

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

注射・点滴等も含まれます。

### 医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去のお薬情報
  - ・調剤年月日
  - ・医薬品名
  - ・成分名
  - ・用法、用量など

マイナ受付では、上記の情報以外にも、**高額医療限度額情報・特定疾病受療証情報** が取得できます。

当院は、マイナ保険証を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。